

令和5年度無線設備試買テストの結果概要

(1) 微弱無線設備の範囲を超える無線設備

総務省では、無線設備試買テストとして、一般に販売され市場に広く流通している無線設備のうち、微弱無線設備の基準に適合しないため、無線局免許不要局として扱うことができないと推定される無線設備が微弱無線設備の基準に適合しているか確認するための測定を行っています。

令和5年度は、購入した400台(2台×200機種)から工事設計認証取得機器等、微弱無線設備の基準とは別の基準に基づく無線設備を除いた、334台(167機種)中330台(165機種:98.8%)が微弱無線設備の基準の範囲を超える電波を発射することが確認されました。

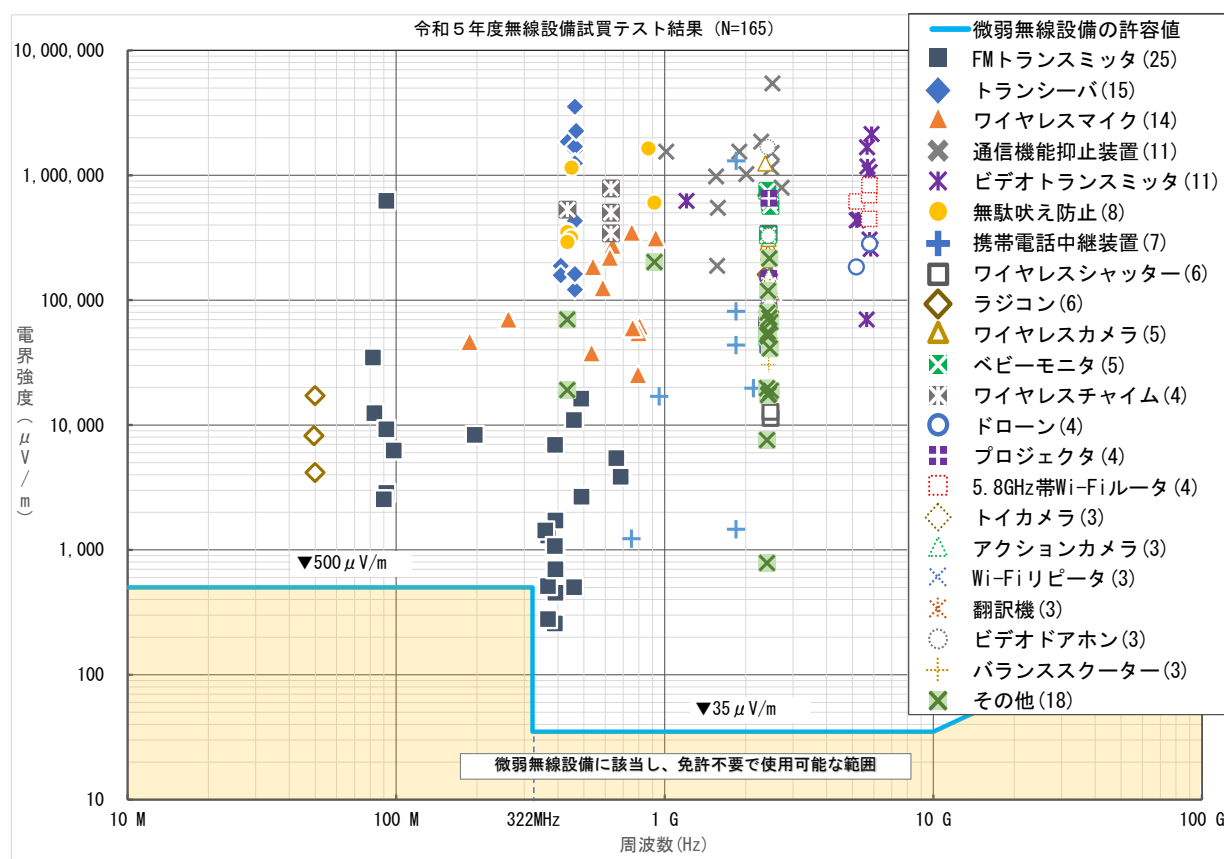


図: 令和5年度無線設備試買テスト結果(用途別の微弱無線設備の基準適合状況)
(N=165機種)

(2) 基準に適合しない無線設備に関する注意

微弱無線設備の範囲を超える無線設備は、無線局免許不要局として扱えません。

これら基準に適合しない無線設備を使用すると、他の無線局に混信その他の妨害を与えるおそれがあります。

無線局免許を受けずに微弱無線設備の基準に適合しない無線設備を使用した場合、

他の無線局に混信や妨害を与えるおそれがあるだけでなく、電波法違反となり罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります。

このような問題を防止するため、総務省電波利用ホームページ(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>)において、これまでに実施した無線設備試買テストで判明した基準に適合しない無線設備の情報、測定データや写真等の詳細を公表しています。

無線設備の購入や販売の際には、これらの情報も参考としてください。